

事業計画書目次

[建築局]

11款1項3目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	公共建築物長寿命化 対策事業	2,932,296	2,932,296	3,810,076	3,810,076	△ 877,780	△ 877,780	
2	建築基準法第12条 点検業務費	209,711	209,711	162,338	162,338	47,373	47,373	
	計	3,142,007	3,142,007	3,972,414	3,972,414	△ 830,407	△ 830,407	

令和6年度 事業計画書

事業局課	建築局	保全推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	11	款	1	項	3	目	政策番号	38	施策番号	2
事業名称	公共建築物長寿命化対策事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	2,932,296	0	0	0	2,445,000	487,296
令和5年度	3,810,076	0	0	0	3,179,000	631,076
増▲減	▲877,780	0	0	0	▲734,000	▲143,780

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	3,913,800	3,635,900
	市債＋一般財源	3,913,800	3,635,900
決算	事業費	3,637,494	3,480,267
	市債＋一般財源	3,637,494	3,480,267

令和7年度	令和8年度	令和9年度
5,000,000	5,000,000	5,000,000
5,000,000	5,000,000	5,000,000

事業概要 (アクティビティ)
市区庁舎や地区センターなど約860の市民利用施設の、計画的な予防保全実施。限られた予算で効果的な保全を行うため、建物や設備機器等の劣化状態を把握し、施設利用者の安全、防災・衛生上の必要性等による優先度から保全対策を実施します。また、突発修繕等についての対応を行います。

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
長寿命化対策工事施設数	単位	目標	130	130	130	130	130	130	130
	棟	実績	133	187					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
長寿命化事業の突発修繕施設数	単位	目標	30以下	30以下	30以下	30以下	30以下	30以下	30以下
	施設/年	実績	17	18					

事業目的
(1) 長寿命化対策工事費
「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について、劣化調査等により建築物及び建築設備の劣化状況を詳細に把握し、優先順位を付けた計画的な予防保全が実施できます。6年度も劣化調査等を実施し、①法令遵守 ②市民の安全 ③施設の寿命 ④運営に影響大 の「部位の性格」と劣化度に応じた、優先順位をつけた保全対策を実施していきます。
なお、6年度に対応が必要な上記①②の工事に対応していくほか、②については「外壁改修等」の優先対応に配慮し、③④については「施設の主要部又は全館利用停止に繋がる不具合」「福祉系施設など利用者への特段の配慮が必要な不具合」などへの対応を最優先させることとし、限られた予算の範囲内で効率的・効果的な事業を執行します。
(2) 公共建築物データ類整備費
各施設の諸元や劣化状況等は、公共建築物保全データベースにより庁内共有し、保全に役立ててきました。この保全データベースと財政局にて構築した「公共建築物マネジメント台帳」を一部統合し、平成31年4月から「公共建築物台帳」として運用開始しました。令和6年度は通常のデータベース保守管理に加え、財政局の資産管理システム更新があるため、これに合わせシステム改修委託を行います。
(3) 劣化調査点検委託費
本事業では、予算を有効に活用するため、状態監視保全による工事の優先順位付けを行い、実施しています。そのため、建物や設備機器の各部位について、劣化・損傷状況等の不具合や劣化度の診断調査が不可欠であり、原則として6年毎に実施しています。6年度も5年度と同数等の施設について、劣化調査を実施します。

背景・課題
(1) 長寿命化対策工事費
市民の安全確保、建物資産の維持管理のため、タイミングを逃さず必要数の修繕工事ができるよう、令和6年度以降、物価や人件費の上昇による工事費増加に対応できるよう継続的な予算措置が必要である。
(2) 公共建築物データ類整備
施設の点検情報や各種工事図面をデータ管理するシステムであり、長寿命化対策等に欠かせないものである。令和6年度はデータを共有する財政局の資産管理システムが更新されるため、継続して情報連携できるよう、システム改修が必要となる。
(3) 劣化調査点検委託費
令和6年度以降、人件費アップ等による委託費増加に対応できる継続的な予算措置が必要である。

根拠法令・方針決裁等
(1) 横浜市ファシリティマネジメント推進統括責任者の設置等に関する要綱 (R5.4制定財政局)
(2) 横浜市公共施設等総合管理計画 (R4.12策定財政局)
(3) 一般公共建築物 保全・更新計画 (H30.3策定財政局)

根拠・データ等
長寿命化対策工事候補リスト

事業スケジュール
事業対象となる施設数に応じ、また、築年数が経つに連れ必要となる事業量は増加していきます。現状の保全の仕組みを構築して以来、法12条点検の原則一元実施、施設管理者点検の強化など、制度運用等を工夫しながら効率的な保全対策工事の実施を進めています。

事業開始年度	平成17年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業名称	6年度	5年度	差引 (増減)	増減説明
-------	-----	-----	---------	------

細事業(事業内訳)	1	長寿命化対策工事	2,868,296	3,753,076	▲884,780	建設工事費の推定上昇率等による
	2	劣化調査点検委託	64,000	57,000	7,000	委託費推定上昇率等による
	細事業合計		2,932,296	3,810,076	▲877,780	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	松下 由佳	藤田 幸三	深瀬 優也

令和6年度 事業計画書

事業局課	建築局	保全推進課			新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2			
歳出予算科目	一般会計	11	款	1	項	3	目	政策番号	38	施策番号	2
事業名称	建築基準法第12条点検業務費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	209,711	0	0	0	0	209,711
令和5年度	162,338	0	0	0	0	162,338
増▲減	47,373	0	0	0	0	47,373

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	162,338	162,338	209,711	209,711	209,711
	市債＋一般財源	162,338	162,338	209,711	209,711	209,711
決算	事業費	164,830	188,250			
	市債＋一般財源	164,830	188,250			

事業概要 (アクティビティ)	建築基準法に定められた点検を実施する。 (平成22年度まで各局で実施していたが、効率的執行、情報集約を目的に、平成23年度から原則建築局に一元化して実施。平成23年度は各局予算の令達替え)																																					
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度																														
12条点検施設数	単位	目標	487	485	487	483	500	500	500																													
	施設	実績	484	481																																		
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度																														
「長寿命化対策事業での対応を検討すべき不具合」を確認した施設数	単位	目標	100以下	100以下	100以下	100以下	100以下	100以下																														
	施設	実績	66	54																																		
事業目的	建築基準法第12条点検業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている。																																					
背景・課題	建築局では平成23年度から点検を開始し、現在では約500施設を対象として点検を実施している。点検結果については、各区局のファシリティマネージャーに報告し、不具合については長寿命化対策事業での対応も含めて是正する。施設管理者による簡易点検の情報も踏まえ、劣化調査と12条点検をより効率的・効果的に実施しており、6年度も引き続き長寿命化対策事業を推進して行く。																																					
根拠法令・方針決裁等	建築基準法第12条第2項及び第4項																																					
根拠・データ等	・約500の施設に対して点検を実施し、所管局を通じて各施設に不具合箇所の指摘と是正についての報告を行っている。 (各年度実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築局実施12条点検施設数</td> <td>506</td> <td>504</td> <td>495</td> <td>484</td> <td>481</td> </tr> <tr> <td>建築点検施設数</td> <td>174</td> <td>163</td> <td>152</td> <td>181</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>建築設備点検施設数</td> <td>506</td> <td>504</td> <td>494</td> <td>484</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>防火設備点検施設数</td> <td>328</td> <td>323</td> <td>324</td> <td>323</td> <td>324</td> </tr> </tbody> </table>									H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	建築局実施12条点検施設数	506	504	495	484	481	建築点検施設数	174	163	152	181	153	建築設備点検施設数	506	504	494	484	480	防火設備点検施設数	328	323	324	323	324
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度																																	
建築局実施12条点検施設数	506	504	495	484	481																																	
建築点検施設数	174	163	152	181	153																																	
建築設備点検施設数	506	504	494	484	480																																	
防火設備点検施設数	328	323	324	323	324																																	
事業スケジュール	・平成23年度：建築局にて一元的に開始。同年各局予算の令達替え。 ・平成23年度～令和3年度：約500施設に対して12条点検を実施し、各局へ報告、是正に取り組む。 ・平成建築基準法の改正に伴い、平成30年度から防火設備の点検が追加され、約330施設の毎年の点検を予定																																					
事業開始年度	平成23年度																																					

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	12条点検委託費		209,711	162,338	47,373
	細事業合計		209,711	162,338	47,373	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 菅野 和広	係長 梅嶋 彰	中嶋 康裕
------------------------------------	-------------	------------	-------